

安全管理室便り

化学薬品、生物試料等の持ち込みについて 化学物質等安全データシート

実験のために持ち込まれる化学薬品、生物試料等については事前に「化学薬品、生物試料持ち込み承認申請書」を提出して頂いていますが、その申請書には「化学物質等安全データシート」(平成4年7月1日労働省告示第60号「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」による)の複写を一部添付されるようお願いしております。

「安全データシート」は化学物質等の情報(*1)を提供することによって、化学物質等による災害の発生を防止することを目的とした表示制度で用いられているものであり、その物質の危険性及び有害性を充分認識することにより、危険予知そして安全取扱いの確保がなされるものです。

この物質は普段用いてなんら危険な目に遭っていない、量が少ないから問題ない、一般的なものでどこでも扱われている等でこれは無害であるとした認識には非常に大きな危険を含んでいます。安全についての認識に充分すぎるということはありません。

このことから、「安全データシート」の添付をお願いしていますので、ご理解下さい。

しかし、自分で開発した物質であったりして、「安全データシート」が存在しない又は入手出来ない場合もありますが、「安全データシート」添付要求の趣旨から、その関連物質の危険有害性について、文献等で充分確認願ひ、その複写を添付されるようお願いいたします。

化学物質等の情報(*1)：

物質の特定、危険・有害性の種類、応急措置、火災時の措置、漏洩時の措置
取扱い及び貯蔵上の注意、暴露防止措置、物理/化学的性質
危険性情報(安定性・反応性)、有害性情報、環境影響情報、輸送上の注意
適用法令、その他引用文献